

世界を「数字」で回してみよう(47) 働き方改革(6):

政府vs企業で揺れる「副業」、労働者にメリットはあるのか

<http://eetimes.jp/ee/articles/1802/19/news034.html>

「副業」は、それを推進するか否かにおいて、政府と企業のスタンスが(珍しく)対立する項目です。人口の減少が深刻な今、政府が副業を推進するのも分かる気はしますが、当事者である私たちが知りたいのは、これに尽きると思います——「結局、副業ってメリットあるの?」

2018年02月19日 11時30分 更新

[江端智一, EE Times Japan]



「一億総活躍社会の実現に向けた最大のチャレンジ」として政府が進めようとしている「働き方改革」。しかし、第一線で働く現役世代にとっては、違和感や矛盾、意見が山ほどあるテーマではないでしょうか。今回は、なかなか本音では語りにくいこのテーマを、いつものごとく、計算とシミュレーションを使い倒して検証します。⇒連載バックナンバーは[こちらから](#)

“白黒ははっきりさせない”大切さ

1978年に締結された「日中平和友好条約」は、「白黒ははっきりさせない」という外交の有効性を、雄弁に語る事例です。

その6年前の1972年、日中は共同声明で「平和友好条約の締結」を約束していたのですが、その後、交渉はなかなかうまく運びませんでした。

いろいろ問題はあったのですが、最後の最後まで問題となったのが「日中の戦争状態の終結」を、どう表記するか、でした。(以下、ここでは「中国」とは「中華人民共和国」の略称とします)

- 中国側: 日本との戦争状態はこの条約が締結される直前(1972年)まで続いていた、という立場を取りたい
- 日本側: 中国との戦争は日華平和条約(1952年)で既に終了している、という立場を取りたい

「それって、そんなに大層なことか」と思うかもしれませんが、実は私たちは、この手の問題の面倒くささを、最も良く知ってる国民です。

私たち日本人にとって、太平洋戦争の終戦は1945年8月15日です。しかし、旧ソ連（今のロシア）は、日本の降伏文章の調印日である9月2日を終戦日としました。

これによって『ソ連の北方領土の占領は、交戦中に行われたものであり、北方領土がソ連に属することは、国際法上合法である』という立場を取っているのです*）。

*）この問題、日ソ中立条約の一方的破棄やら、山ほどの面倒な話があるのですが、取りあえず『こういう問題が起こり得る』ということを知っておいてください。

「日中平和友好条約」の話に戻りますが、両国の戦争終結日の解釈は、実に20年（1952年 vs 1972年）もずれており、どちらの政府にとっては、絶対に譲れる内容ではなかったのです。

まず、ドラフト案として、以下の条文が提示されました。

【ドラフト案】

日本国と中国との間のこれまでの不正常な状態は、この共同声明が発出された日に終了する。

で、当然、この条文案のままだでは、上記の「20年間のタイムラグ」の問題が残ることになります。

そこで、両国政府は、次のような【前文】を付け加えることで「逃げ」……もとい、「問題の解決」を図ったのです。

【前文】

両国国民は両国間にこれまで存在していた（1）不正常な状態に終止符を打つことを切望している。（2）戦争状態の終結と（3）日中国交の正常化という両国国民の願望は両国関係の歴史に新たな一頁を開くこととなろう。

（かつこと太字は江端が追加）

このようにして、中国側では「不正常な状態」を上記の（1）+（2）と解釈できるように、日本側では（1）+（3）と解釈できるようにして、自国の国民に対して説明可能となるように意図的なミスリーディングを謀ったわけです。

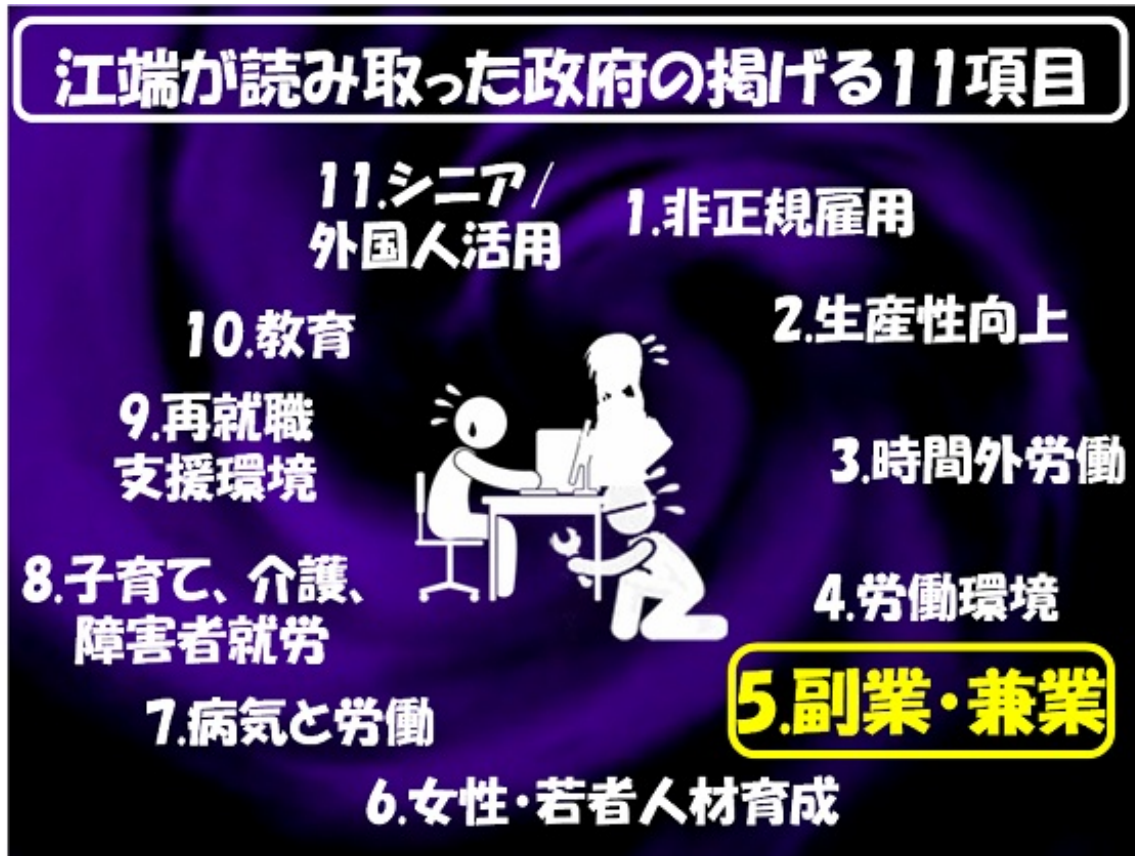
実際のところ、この【前文】がなければ、今なお日中国交回復が実現しなかったかもしれません。そのように考えれば、この両国政府の謀りごとは、両国の国益に大きく貢献したと評価して良いと思います。

このように「白黒はっきりさせない」は、このような国際外交だけでなく、政治、経済、組織の運用から、お隣のお家との付き合いまででも使われている、有効で強力な戦略なのです。

「副業・兼業」を推進する政府

こんにちは、江端智一です。

今回は、政府が主導する「働き方改革」の項目の1つである、「副業・兼業」について考えていきたいと思います。



政府が、「[働き方改革実行計画](#)」の「副業・兼業」で掲げている課題は、(私が乱暴に理解した範囲では)以下の通りです。

5.副業・兼業

項目	内容
(1)概要	副業・兼業規制の撤廃 →労働市場の流動化
(2)違和感	(A)労働効率を下げる方向に働く可能性もあるんじゃないかなあ (B)副業・兼業は、労働管理の法の抜け穴になるんじゃないかなあ？ (C)週末副業・兼業は、メリット/デメリット両方あると思うんだよね

現在、政府は、この「副業・兼業」を推進する立場を取っています。

しかし同時に政府は、この問題について、企業側からの反発や、その反発に対する労働者側の反発を見越しているようです。加えて、法律面の観点からも、この問題、そうとうに厄介な問題があり(後述)、『「副業・兼業」を推進するぞ』と叫ぶだけではダメだろう、ということもよく知っているようです。

何しろ、厚生労働省が、自ら「[副業・兼業の推進に関するガイドライン\(案\)](#)」を作っているくらいです。

このガイドラインを読んでいると、企業と労働者の諍いの間で、右往左往している中間管理職の姿が見えてくるようです。心底『ああ、省庁の皆さんも、本当に大変なんだなあ』と思えてしまいます(ので、ぜひご一読ください)。

ですので、今回のコラムでは、政府官僚の皆さん、経団連の役員の方々、各企業の会社の社長や幹部、そして労働者が、「公には言えない」だろう本音を、私なりに読みとってみました。

そして、毎度のことですが、「副業・兼業」というのが、政府、企業、労働者にとって、実際のところ"メリット"になるのか、"デメリット"になるのかを、江端の仮説に基づく数値シミュレーションでざっくりと算出してみましたので、ご覧頂きたいと思います。

そもそも「副業・兼業」って？

まず、「そもそも、"副業・兼業"って何？」から始めたいと思います。

結論から言いますが、法律はもちろん、政府の公文章においても、明確な"副業・兼業"の定義

がありません。

“副業”・“兼業”の定義(1)

■行政(公文章)、法律による規定

名称	一般的な説明	その他	
副業	主な仕事以外に就いている仕事のこと	総務省統計局の「用語の解説」より抜粋	法律による定義なし
兼業	本業の他にを行う仕事のこと	行政も法律も、これといった定義なし(副業と同義扱い)	

私が調べた範囲では、政府の調査レポートの用語説明の欄に、数行の記載があっただけです ―― ので、毎度のことですが、私なりの解釈を行ってみました。

“副業”・“兼業”の定義(2)

■一つの考え方からのアプローチ

- (a)「兼業主婦」とは言うが、「副業主婦」とは言わない
- (b)「兼業農家」とは言うが、「副業農家」とは言わない



名称	考え方
副業	(1)「自由意思に元づく労役」の意味合いが強い (2)本業に付帯する「オプション的な労働」であり、「生計の柱」という意味では使われていない
兼業	(1)「義務的な労役」の意味合いが強い (2) 生計の柱であり、かつ本業からは独立した「隷属的な苦役」の意味合いが強い

「副業・兼業」は、区別して使われていない

使用されている文章からは、「副業」は自発的であり、「兼業」は義務的である、というニュアンスは感じられますが、これもカッコリした定義とはいえません ―― というか、政府もマスコミも、この2つの用語の区別には、あまり深くこだわっていないです。

しかし、私は、この2つの用語の持つ意味の重さ("兼業">"副業")は、重要だと考えています。

後述しますが、わが国の8割の企業は、現在、社内規則で「副業・兼業」を禁止しています。一方、"副業"よりも、さらに重い意味を持っているはずの"兼業"業務——「兼業主婦(まれに兼業主夫)」——が、社内規則で処分を受けたという話を、ただの一度も聞いたことがありません。

つまり「兼業主婦(主夫)」を看過して、「副業」を禁止することは

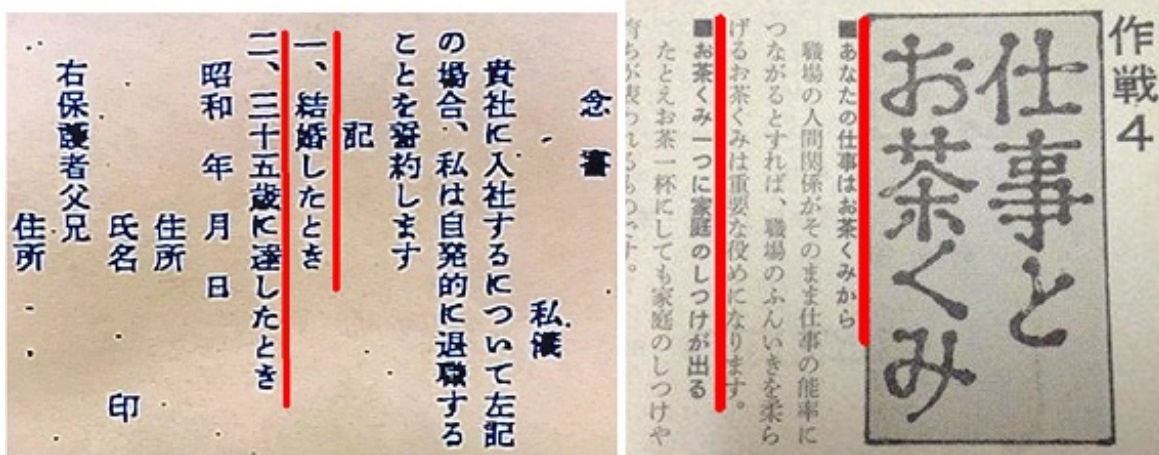
—— 矛盾しているじゃないか

と。

ところが、今から約40年前のわが国の企業では「矛盾していなかった」のです。

**疑問：“副業”を禁止している会社は、
なぜ“兼業主婦/主夫”を禁止しない？**

昔は「禁止」していた→筋は通っていた



引用：NHK プロジェクトX「女たちの10年戦争」より

赤線は江端が追記

「兼業主婦」を職場から叩き出していた

今では、到底信じられないような念書（契約書）や論説が、普通に存在していたのです。

当時、企業は"専業"する社員（女性だけですが）を強制的に退職させることで、"専業"や"副業"を、形式的ではなく実体的に排除していた訳です（なお「35歳以上の女性の強制退職」は、当時でも筋が通りません）。



なお、今なら、このような念書は、公序良俗違反（民法第90条）を持ち出すまでもなく、男女雇用機会均等法によって無効となります。ネットでは大炎上、省庁から行政処分を受け、その会社（法人）だけでなく、社長（個人）が訴えられるレベルです。

このような「兼業主婦」の問題が、現在状態に至った経緯を簡単に以下にまとめておきました（次回、本格的に説明します）。

1985年 男女雇用機会均等法 成立

職場における男女の差別を禁止

項目	説明	
背景	市場	女性の労働市場への参入拡大 (例：1960年から25年間(1985年)で、約2倍)
	法律	当時の労働基準法では、(女性の保護の観点から)女性の残業時間を制限
	社会通念	「男は仕事、女は家庭」という伝統的な男女の役割分担意識
問題点	国内情勢	● 同じ能力をもっていたとしても、女性であるというだけで、差別(昇進、待遇、給与)を受けているという不満が増大 ● 優秀な人材は、どこでも誰でも欲しがった
	国際情勢	● 日本は「女性差別国」というレッテル ● 国際条約(女子差別撤廃条約)の批准ができない

詳細は次回へ

ここに“兼業主婦”を追い出す、社内規定は、
全て“違法→無効”が法的に確定

政府と企業、対立するスタンス

さて、これまで本シリーズで取り扱ってきた「非正規雇用」「生産性」「時間外労働」「労働環境」では、各企業は、お上(政府)に従順な姿勢(フリ)をして、社内に(これも、「本気」か「フリ」かは不明ですが)それに対応するルールを(一応は)作って実施しています——現場の労働者から悲鳴が上がっていても、です。

ところが、今回の政府主導による「働き方改革」の「副業・兼業」に関しては、関係者の反応は、バラバラです——というか、この件に限っては、珍しく対立の姿勢すら見えてきます。以下に、この問題の関係者のスタンスを記載してみました。

(1) 政府のスタンス

兼業・副業に対する関係者の意識(1)

といあえず、関係者5人を
「江端風に」整理

関係者	副業への スタンス	理由
政府	ドンドン やれ	● 年収が減る→結婚をためらう→非婚/独身人口増大中
		● これから、年間100万人も人口が減っていくのに、税収をどうするんだ？
		● ITがらみの新しい仕事がボンボン登場しているのに、人材が流れてこない

(2) 企業のスタンス

兼業・副業に対する関係者の意識(2)

関係者	副業への スタンス	理由
企業	ダメ	● 兼業・副業を認めていない企業 85.3% (後述)
		● しかし、実質的には、 強行規定ではなく、訓示規定となっている (後述)
		● 本音：「これまで積み上げてきた会社の運用ノウハウが『ちゃぶ台返し』になって、面倒くさそう」

“働き方改革”としては珍しく
「政府」vs.「企業」の構造になっている

(3) 経団連のスタンス

兼業・副業に対する関係者の意識(3)

関係者	副業へのスタンス	理由
経団連	フラフラしている	● 2017年12月18日、経団連会長「副業は推奨できない」発言 → 正確には、『経団連としては、副業を会員企業に推奨することはしない』と、旗幟(きし)を明かにしなかった) ● 建前：「それぞれの会社が、勝手に判断しなさい」 ● 本音：「政府も企業も、好き勝手言いやがって・・・」

(4) 司法のスタンス

兼業・副業に対する関係者の意識(4)

関係者	副業へのスタンス	理由
司法	ダメな訳ないだろう	● 我が国では「職業選択の自由」(憲法第22条)が大原則 ● 副業・兼業に対する会社規則の違法性/無効判断が多数(後述)

(5) 労働者のスタンス

兼業・副業に対する関係者の意識(5)

関係者	副業へのスタンス	理由
労働者	深く考えたくない	(後述)
		(参考資料) ●Amazonの「副業」に関する書籍：3000冊以上 ●市営図書館：蔵書128冊

以上を整理すれば、この「副業・兼業」の問題に関しては、―― 政府が「推進」、司法が「認容」、企業は「反対」、経団連が「日和見」、労働者は「静観」―― といったところです。

今回の「働き方改革」は、これまで政府が何度も試みては、その度に失敗（選挙で政権が倒れるなど）を繰り返してきたのですが、今回ばかりは、ちょっと「気迫」が違うようです。

政府がこれほどまでに、熱くなる理由とは

わが国は、今のところ、珍しく長期政権であり経済も堅調。そして、（何度も繰り返して申し訳ありませんが）絶望的な人口減少社会が、ついに、その姿を現わし始めた ―― この一言に尽きます。

実際のところ、2013年から2020年までの7年間で、太平洋戦争における我が国の犠牲者310万人を超える人口が消滅しますし、2073年（60年後）までに日本一国だけで、第二次大戦の全世界の犠牲者数と同程度の人口（およそ5500万人）が減少します（参考：[外部媒体に移動します](#)）。

つまり、わが国は、2005年の人口ピークを最後に、既に戦争状態（内乱）に突入していると言いつても良い状態にあるのです。

この状態を「戦争」と見なして、クラウゼヴィッツの「戦争論」を使って国家を擬人化して考えてみると、以下ようになります。

- 政府：国家を滅亡させないように、戦争を大局的に俯瞰して制御する「理性」
- 企業：勝つことを目的として、戦略を策定し戦術を実施する「装置」
- 国民：個人が生き残ること目的として、戦争を扇動したり忌避したりする「本能」

「わが国は、現在、戦争状態にある」として、今回の「働き方改革」の「副業・兼業」を捉えてみると、見通しが良くなります。

本音はどうか

では、ここからは、先ほどの5人の本音を抉り出してみましょう。

(1) 政府の本音

政府の本音

(そうは言っていないけど)
狙いは「**税金と人材の確保**」

観点	スタンス	理由
税金/ 経済活 性化	もっと働いて、 金を稼ぎ、金を バラまけ(で、税 金も納めろ)	● 女性や高齢者をフル活用しても、労働人口の減少には追いつかないんだよ!
		● 老人介護に、労働力を奪われるんだよ!
		● 若い奴らが、部屋の外で「遊ばない」んだよ!
		● 就業後も土日稼いで、その金を、全部、遊んで使い果せ!
人材の 流動化	人材が不足し ている職場に 「ゆるやか」かつ 「穏やか」に流 れる	● 「本業を辞めろ」とまでは言わないので、副業で人材不足を補なえ!
		● 色々な仕事を経験しておけば、ブラック企業なんぞに「しがみつく」必要もなからう→そういう企業は、お前たちで潰せ(行政命令は、手続が面倒くさいんだよ)
		● 会社でワードやエクセル使えるなら、自宅でデータ入力くらいできるよな?(コンプライアンス違反には、ならんはずだよな)

“人”と“金”を必要な所に、すぐに回したい

上記に加えて、クラウゼヴィッツの「戦争論」から見れば、政府の目的は「国家の存続」の一択です。

そのためには、常に体に血液(カネ)が流れ続けるようにして、さらに、出血(人材不足)しているところを、すぐに止血して、リアルタイムで輸血できるような、生存維持システムを作っておきたいのです。

政府は、その為であれば、どんなことでもやりたい ―― 取りあえず「副業・兼業」は、この問題を解決する、目の前にぶらさがっている有効な手段なのです。

(2) 企業の本音

企業の本音

(そうは言っていないけど)
「従業員の浮気は不愉快」

観点	スタンス	理由
不愉快	うちの会社の何が不満だ？	●業績にも係わらず、ちゃんと給与もボーナスも出している
		●福利厚生を完備し、社内イベントも実施し、メンタルヘルスにも留意し、健康保険制度まで、バッチリやっている
		●こんなにお前(社員)たちを愛しているオレ(会社)の何が不満があるんだ？
面倒	副業・兼業を認めると、面倒ごとが山ほど発生する	●病気になった時、本業、副業どっちが医療保険を担保するんだ？
		●副業による、本業へのパフォーマンス低下を、どのように定量化するんだ？
		●競合している会社の副業や、顧客への副業が認めれないことは自明だよな？
		●認められる/認められない副業・兼業を、どういう基準で定めるんだ？
		●金も時間もかかって、ぶっちゃけ面倒くさいんだよ！

「だまって俺についてこい」
社会版「告白宣言」みたいなもの…かな

上記は、会社を「恋愛論」とか「結婚観」から把握してみたものですが、おおむね、上記の理解は正しいと自負しております*）。

＊)先日、嫁さんと2人で、さだまさしさんの「関白宣言」と「親父の一番長い日」をライブ映像をテレビで見えていたのですが、2人とも、どんどん不愉快な表情になっていきました。「10代の時に聞いた時には、何にも感じなかったのに、今になって聞くと、『こんなにも不快に感じる』のは、どうしてだろうね」と夫婦で話していました(その後、「その歌の当事者になりつつあるから」という結論に達しました)。

さて、企業についてもクラウゼヴィッツの「戦争論」から論じてみると、企業の目的は「利益」で、会社の取締役会は「軍隊の司令部」です。軍隊は、兵隊が司令部の命令通りに動いてくれないと成立しません。

「副業・兼業」をするような社員は、企業からすれば、「命令無視」の「敵前逃亡」の兵士のように見えるハズです。

司法の本音

(3) 司法の本音

司法の本音

(そうは書いていないけど)
「こんなもん法廷に持ってくるな」

観点	スタンス	理由
職業選択の自由	原則、法律に元づいて判断するに決まっとうが	●「誰が何の仕事しようとも自由」が大原則 ●ゆえに、その原則を歪める社内規則は、“無効”とされるケースが多い ●判例データベース“副業”&“解雇”で検索 →21件中、“副業”を理由に“解雇”を認容した判決は、数件のみ
過去の判例読めよ!	解雇が認められた副業は3種類だけ	(A)17時15分まで本業で働き、18時から0時までキャバクラの会計係などをしていた (B)タクシー運転手が非番の日に本業を超える収入の営業行為 →十分な休息を取らないことによる、本業への労務に支障をきたしたと認定 (C)競合他社の会社の社長に就任 (D)本業と同じ業務を副業とした →本業に損害を与える行為と認定 (E)副業の為、本業の仕事を長期間行わなかった →本業の労務義務違反と認定

解雇を認める判決は、どこの誰が見ても
「こいゃダメだ」というような案件のみ

わが国は法治国家ですから、司法は法律+α(当時の社会常識や慣習など)に従って、判断します。そして、わが国は自由主義国でもありますから、「兼業・副業」を、社会悪として認定することは、絶対にありません(この辺、企業のマインドとは真逆です)。

実際に、裁判所が、会社の解雇を正当であると認めた案件は、数えるほどしかなく、しかも、「解雇の無効の裁判の申し立てした奴、アホなのか？」というような案件ばかりです。

「副業のために本業を(数カ月単位で)サボる」(NHK事件:東京地裁 昭和56.12.24)とか、「本業と同じ業務をする会社の社長を副業でやる」(東京メデカルサービス事件:東京地裁 平成3.4.8)とか、普通に考えれば当然にダメだろう、というようなものばかりです。

裁判官も「こんなアホな事件を法廷に持ち込むな!」と叫びかったのではないかと、私は気の毒に思っております。

逆に言えば、「ここまで徹底的にアホなことをしない限り、解雇は認められない」ということです。要するに、「本業の業務パフォーマンスに影響を与えることが、客観的に認められる態様で行われている副業」でなければ、解雇は無効にされる、ということです。

私、今回も判例データベースで"副業"をキーワードとしてヒットした、60以上の判決文の全部に目を通しました(本当に、大変だったんです。誰か私を褒めてください)。

そこで気になったのは、判決文の中でよく登場してきた「月4~5万円程度の副業にすぎず…」というフレーズです(多分、この数字、(後述のシミュレーションを除き)今回のコラムの中で使われる、唯一の数字になります)。

これは、「月4~5万円程度」とは、1日当たり1200~1500円程度、という意味になります(一日の食事代の合計とトントンくらいでしょうか)。裁判官(の一部)が、この程度の副業は、本業に影響を与えるものではない、と判示していたことは、留意しておくとも良いかもしれません*)。

*)ただし、判決文内の用語の意義は、全文を読んで勘案しなければなりません。

労働者の本音

(4)労働者の本音

労働者の本音

(そうは言っていないけど)
「分からない」

観点	スタンス	理由
		…では行くぞ。 「コミケは?」「フリマは?」「ブログ (アフィリエイト)は?」「民泊は?」

「副業」が何だか分かんらん	これって「副業」なのか？	「メルカリ/ヤフオクは？」「輸入販売は？」「週末農業/週末ライターは？」「株取引/FXは？」「親の不動産(アパート等)管理は？」「友人の子どもの家庭教師は？」 ・・・さらに行くぞ。 「町内会/PTAの仕事は？」「学会の役員は？」「(本業に関連のある内容の)依頼された講演や講義は？」 そして、「経団連の役員の仕事は、副業ではないのか？」
会社に相談するのは面倒	お互い「知らないこと」としておくのが幸せ	相談されても、お互い困る。そもそも、定義できないし、ロジックでの落とし所は見付けられない(だろう)。 もし、騒ぎになれば、「これがダメなら、あれもダメだろう」、「私がダメなら、あいつもダメだよな」という、屁理屈の応酬が始まり、社内モラルハザードで、收拾不能となる
給料が低い	誰が好き好んで、副業なんぞやるか、面倒くさい	給料が少ないんだよ！ 仕事が多いんだよ！ 人並の生活をしたいんだよ！ 文句あるか！

“白黒ははっきりさせない”という立ち位置

労働者の「副業・兼業」に関するスタンスは、「分からない」の一択です。

特に、上記の表の右上には、(私の知人が実際にやっている)イベントを、片っ端から列挙したものです。この辺を厳密に突っ込むと、会社の幹部や社長であっても手が届きます。

このような判断を労働者自身が行うのは絶望的でしょうし、会社側にしても、相談されても困るでしょう(特に法務部は、激務で部署全員が倒れるかもしれません)。

そもそも、副業や兼業をする理由は、(ごく一部の人を除けば)「カネが足りない」の一言に尽

きるはずで、それをさかのぼっていけば「給与が少ない」に帰着します(ちなみに、前述した判決文の中で、「カネが足りない」を理由とした副業に対して、裁判官はめちゃくちゃに理解があります)。

Amazon.comで3000冊もの「副業・兼業」の本が販売されているという事実と、判例データベースで"判例データベース"副業"&"解雇"で検索した結果、21件という事実から考えて――この問題に対して「アンタッチャブル」のままにしておきたい、という、労使間の共同謀議…もとい「合意形成」がある、と見て良いと思います。

この問題、下手に触ると、社内で「これがダメなら、あれもダメだろう」「私がダメなら、あいつもダメだよな」という、仲間を売り合う応酬合戦で、社内モラルハザードで収拾不能となることを、皆よく分かっていると思うのです。

クラウゼヴィッツの「戦争論」的に言えば、私たち労働者は、権力(企業)に対して従順を装いつつ、有利な時には好戦的に、不利な状況に陥れば厭戦的に、本能のままにコロコロと立場を換え続ける「場当たり主義者」と言えます。

「副業・兼業」の位置付け

さて、ここまでは、「副業・兼業」に関する「当事者」を問題としてきたのですが、もう1つ、「副業・兼業」の位置付けについて、少しだけ考えてみました。

(1) 本業、副業、兼業という、業務に対して無条件(かつ無検証)のランク付けがされる世界観(本業が王様で、副業や兼業はその家来)を、どのようなパラダイムで理解すれば良いのか？

(2) 副業には、自分の「体」を職場に「運搬」して、そこで労務を提供する――コンビニの店員とか、ビルの清掃とか、運転代行業とか、そういうものもあるのですが、やはり、近年の副業の態様を大きく換えたものがあるとすれば、それは、やはり「パソコン」と「インターネット」、そして「スマートフォン」ではないか？

――とまあ、こんな感じのテーゼは出せたものの、これをどう整理すれば良いのかで、かなり悩みました。

で、結局、(恐らく)皆さんも、学校で社会科の時間で、一度くらいは耳にしたことがある(のかな?)「マルクスの疎外論」を持ち込んでみました。

「労働疎外」を論じてみる

かつて、私の住んでいた学寮の先輩は「労働疎外」という言葉を頻繁に使っていました([著者のブログ](#))。

資本家と労働者は、対立する階級に属していて、(1)資本家は、労働者を資本家の道具(機械)としてしまい、(2)労働者は"疎外された"労働者の労働環境を改善するために、資本家と闘争を繰り広げてきた――ということなのですが、私には、これがさっぱり理解できませんでし

た*)。

*)この理論でいくと、町工場の木工工場の一人息子だった私は、資本家階級に属していて―― 学費と生活費を稼ぐために、週7日でバイトをしていた「ブルジョアジー」です―― 笑わせるな。

ここで"疎外された"とは、自分が行う生産行為や生産物が、消費者にどう受け取られているのか見えなくなっている状況を言います(「仲間外れ」とか「いじめ」のことではありません)。

この「疎外」の話は、近年の「格差」の問題と一緒に論じられることが多いのですが―― 私は、これもさっぱり理解できません。

近年の、SNSやクラウドソーシング、クラウドファンディングは、生産者と消費者が近づけているように思えます。ネット世界ではむしろ、「受容」が過度に進んでいるような気がするのです―― 正直、私にはうっとうしいと思えるくらいに。

このような私の思いを、以下の表にまとめてみました。

“副業” “兼業” のパラダイムシフト(1)

仮説: パソコンとインターネットは、 「マルクスの労働疎外論」に繋がるか？

観点	ざっくり概要	現在の環境
労働生産物 からの疎外	本来、労働の 成果は自分の ものであるはず なのに、資本家 のものになってし まう	パソコンが作り出す無体財 産物は、無限回数の複製 が可能で、インターネットで 無制限に配布できる→ 資本家の独占物と把握す るのは難しい (権利譲渡は あるが)
労働に対す るやりがい からの疎外	労働というのは 本来、「やりがい のある」活動で あるのに、賃金 労働制によって ゆがめられてしま う	パソコンを使う仕事の多くは、 ルティーンワークとできない →個人の創意や工夫が 入 り込まない仕事をする方が 逆に難しい
人間(他人) からの疎外	生産物は価格 競争となり、その 結果、人間同 士が対立してしま う	無体財産物は無限回数の コピーと分配が可能 →資本力にものを言わす 物 量戦による価格競争は、も はや成立しない

**労働の「場所」と「時間」の縛りを外した、
ということくらいは言えそう**

結論として、パソコンとインターネットによる副業・兼業を「マルクスの労働疎外論」から論じる
ことについては、うまくないな、と思いました。少なくとも、私は「『疎外論』はからの検証は失敗」
と判断しました*)。

*)と言いつつ、この論を展開できる人がいたら、ぜひメールにてご意見を聞かせてください。
"work_style_reform@kobore.net"を作っておきました。

□

さて、今回のコラムの「副業・兼業」についての私の総括は、以下ようになります。

“副業” “兼業” のパラダイムシフト(2)

“副業” については、当面、 このまま放っておいても良いのでは？

観点	ざっくり概要
企業は「いいよ」とは言えないだろう	厳しく規定(禁止)しておいて、緩やかに運用する、というのは、法律でもよくやる手段—— 問題が発生した時の「切り札」として持っておいてもいい
労働者も「やるよ」とは言えないだろう	下手に儲ければ、会社に睨まれて、同僚に嫉妬される —— 黙っているに限る
政府は「税金が入れば、なんでもいい」と言うだろう	行政府としては、労使関係に介入なんぞしたくない —— 市場に金を流して、税金を納めてくれれば、あとはどーでもいい

“副業” 問題は「日和見」が最適戦略

後ろ向きな結論なのですが、取りあえず「日和見」を決めこんで、周りの状況に合わせて場当たりに対応する——というのが、現時点での「副業・兼業」問題の最適戦略であると考えます。

□

では、本コラムの最後に、シミュレーション結果を示します。このシミュレーションは、小川建設事件(東京地方裁判所 昭和57年11月19日)の事件を参考にして作りました。

この事件は、「17時15分まで本業で働き、18時から0時までキャバクラの会計係などをしていたことを理由に解雇された社員が、その解雇の取消を求めた」裁判です。

争点は、「毎日6時間の労働が、労務の提供に格別の支障を来す副業であるかどうか」、という点にあり、「本業のために十分な休息を取らない副業の是非」を問うものでした。

裁判官は「解雇は正当である」と判示しました。さらに判決文の中には「就業時間中居眠りが

多く、残業を嫌忌する等の就業態度がみられ」との記載があり、十分な休息を取らない副業の弊害を認定したものになっています。

残業代が出れば副業のメリットはない？

シミュレーションの狙いは以下の通りです。

副業シミュレーション(1)

副業による本業への影響を調べる、 簡易シミュレーション

(1)問題設定

- (A)労働者は、副業によって、労働者の収入は増加する
しかし・・・
- (B)労働者の過剰な副業によって、労働者のパフォーマンス
が下がり、本業の企業の収入は減少する
- (C)日本の税収は、上記(A)+(B)の合計に比例するもの
とする

(2)解くべき問題

副業は、税収を増やす？ 減らす？

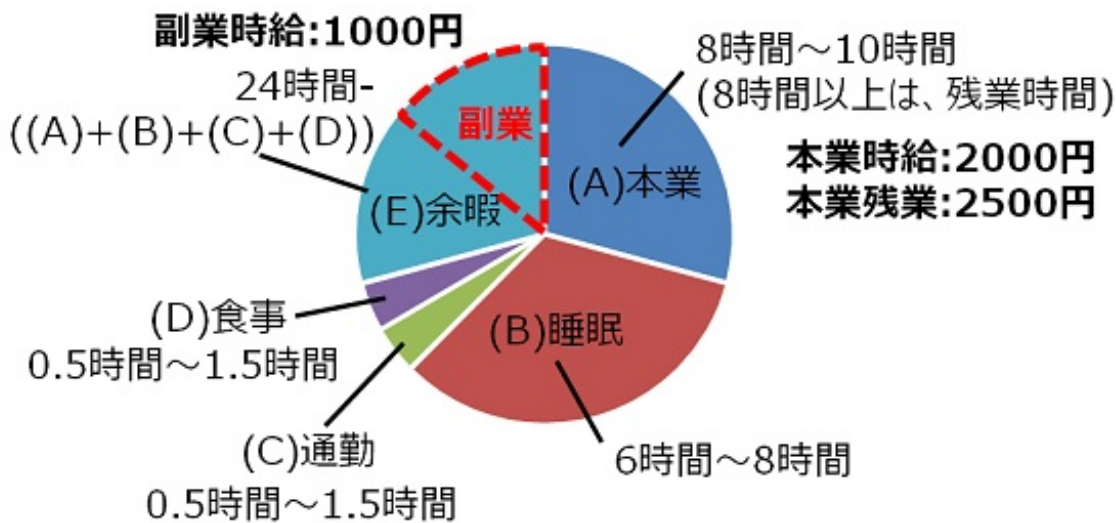
**厳密な答えが欲しい訳ではない
→ “ざっくり感”を知りたい**

ソースコードは[こちら](#)です。

取りあえず、労働者を100人ほど生成します(これ以上の人数にしても、あまり特徴が出ませんでしたので)。労働者は、以下のような時間の使い方をするものとします。

副業シミュレーション(2)

想定する労働者(1)

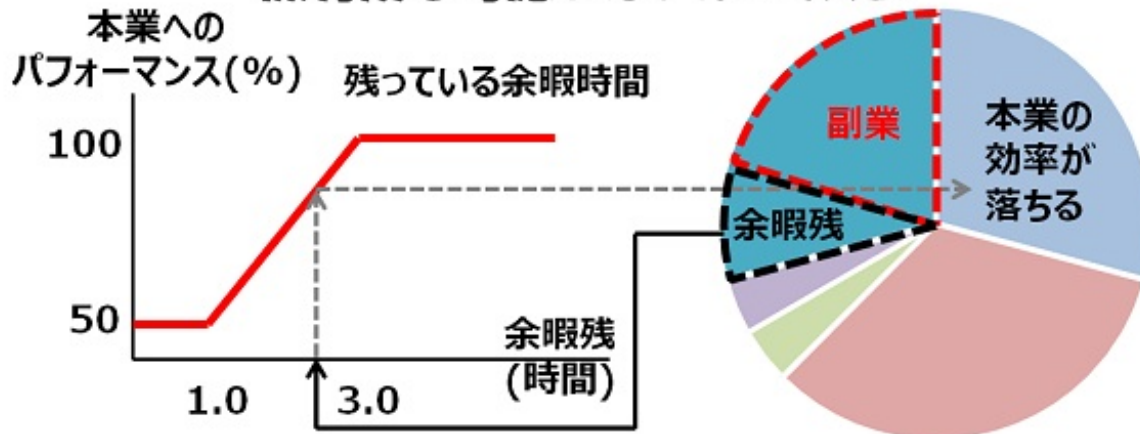


時間は、乱数で適当に“振る”

本業の時給は2000円、8時間を超える残業代は時給2500円、副業の時給は1000円としています。

副業シミュレーション(3)

疲労度を考慮したアルゴリズム



- (Step1)副業をしすぎる→
- (Step2)余暇の時間が減る→
- (Step3)本業のパフォーマンスが減る→
- (Step4)本業企業の税収が減る

副業時間は、余暇時間の 0%~100%を乱数で決定

このシミュレーションでは、労働者100人の1日当たりの平均収入を算出し、この収入は税収に反映されるものと考えます。

労働者は、余暇の時間を副業に使うことができるものとし、副業の時間は乱数で適当に決めるものとします。

しかし、副業で働き過ぎると本業の労働パフォーマンスに影響が出て、本業の収入が下がってしまうものとします。イメージとしては「仕事のミス」「居眠り」「病欠」等です（まあ実際に損をするのは会社（本業）なのですが、税収全体がダウンするものとして、まとめて取り扱うことにします）。

このシミュレーションでは、「1日に1時間も余裕のない生活の場合は、本業に影響を与えるものとし、3時間以上あれば影響はない」としました。

さて、このシミュレーションですが、なかなか面白い結果をたたき出してくれました。

副業シミュレーション結果

4パターンで計算

観点				ざっくり計算結果	
本業		副業			
残業禁止	残業OK	疲労考慮	疲労無考慮		
○	×	-	-	15840円	差分
×	○	-	-	18378円	+2538円
×	○	○	-	18717円	+339円
×	○	×	○	20777円	+2060円

**“残業”と“疲労”を考慮すると、
副業のコストメリットは大きくならない**

この結果が語るのは、

(1) 企業が残業を制限せず、残業代をちゃんと出してくれるのであれば、副業による税収メリットはほとんどない（本業が時給2000円なのに対して、副業がその半分（時給1000円）であっても、トントンとなる）。

(2) 疲労を無視して副業で働きまくれば、(本業はワリを喰うが) 税収に貢献する

ということです。

あれ？ それなら、「副業を禁止」としても「残業を無制限」とすれば問題解決？—という新たな疑問が生じてきましたが、シミュレーションの計算で疲れ果てましたので、今回はここまでとさせていただきます。

今回のまとめ

それでは、今回のコラムの内容をまとめてみたいと思います。

【1】政府主導の「働き方改革」の重要項目の1つである「副業・兼業」について考えてみました。

【2】公文章にも法律にも「副業・兼業」の定義が存在しないことを確認した後、1980年代まで、各企業は「副業・兼業」を、かなり徹底的に排除していたという事実を、「兼業主婦」を職場からたたき出すという、非人道的な方法で実施していた例で説明しました。

【3】この「副業・兼業」の問題について、政府、企業、経団連、司法、労働者の5人の観点から俯瞰し、この「働き方改革」では珍しく政府と企業の対立が存在していることを明らかにしました。

【4】また上記の5人の本音を、私なりに抽出してみました。ざっくり分類すれば、この「副業・兼業」の問題に関しては、政府が「推進」、司法が「認容」、企業は「反対」、経団連が「日和見」、労働者は「静観」といったことを明らかにしました。

【5】この「兼業・副業」を、マルクスの疎外論から検討を試みましたが、現在のパソコンとインターネットを前提とする環境においては、この検討方向は間違っていることが分かりました。

【6】本コラムの結論として、この「兼業・副業」の問題は、利害関係が複雑すぎて、どっかをつつくと問題が悪化しながら拡大することを明らかにしました。この問題は、当面「日和見」を決め込むのが良いという、江端見解を示しました。

【7】小川建設事件(東京地方裁判所 昭和57年11月19日)の判決文を読んで、「本業のために十分な休息を取らない副業の影響」をシミュレーションでの計算を試みました。この結果、「企業が残業を認容し、残業代を出してくれるのであれば、副業の意義が失われる」という結果を数値で明らかにしました。

以上です。

□

今となっては信じられない話かもしれませんが — ひと昔前、会社のノートパソコンを自由に社外に持ち出すことができました。

ですが、情報流出が社会問題化になるにつれ、ノートパソコンの社外持ち出しは禁止となり、学会などの社外発表はもちろん、お客さまの会社に何う時でさえ、事前の社内稟議が必要とな

りました。

パソコンの中のファイルの内容は詳細にチェックされ、会社指定のノートパソコンしか持ち出せなくなり、しかも、飛行機を利用する時には、ノートパソコンは必ず手荷物として機内に持ち込むことが、ルールとなりました。

その当時、公私の区別なくインターネットを使って家族に連絡を取ったり、自宅のパソコンを使って会社の仕事をしていた私たちにとっては――『私たちの楽しい遊園地は、もう、なくなってしまったんだなあ』と思ったものです*)。

*)繰り返しますが、これは、パソコンを使える人が「特別な人(というかオタク)」と見なされ、インターネットを使える人が「エリート」と誤解されていた、牧歌的な時代の話です。

当然、会社は、社員に対して、このようなノートパソコンやインターネットの使用制限に関する説明会を何度も開き、社員の意識を変えるように頑張っていました。

ある日のこと、そのような説明会で、頭の軽い新人の一人が、頭の軽い感じで質問をしました。

―― タブレットコンピュータは、いいんですか？

この瞬間の、説明会の説明者の困惑した顔と、年長の先輩達の憤怒の表情は見物でした。

その場は、「検討中です」という説明員の一言で収まりましたが、その後、その頭の軽い新人は、先輩達に取り囲まれて、ほとんどリンチのような形で説教されていました。

「バカか！ お前は？ 管理部門も研究部門も、お互いが、『その「グレーゾーン」には触れたくない』ということくらい分かんのか！ このどあほう!!」

「お前が質問すれば、当然、管理部門は、『禁止』の方向で回答せざるを得なくなるだろうが！ 今回の説明会で、『暗黙の落とし所』を模索している、私たち双方の努力を、お前の頭は理解できるのか！ このKY野郎!!」

……このように、「白黒はつきりさせない」ことって、本当に大切なんです。

副業・兼業は、“異種協業ビジネスのプラットフォーム”そのもの

後輩:「まず、『人口減少社会』が「戦争状態」とであると認定したのは、多分、江端さんが世界で最初の一人でしょう。これは高く評価されても良いと思います。しかし……」

江端:「しかし？」

後輩:「クラウゼヴィッツの「戦争論」の引用も、良い観点かと思います。しかし……」

江端:「しかし？」

後輩:「江端さん、クラウゼヴィッツの「戦争論」*)の論旨、言えますよね」

*)パリ不戦条約とか、国連憲章第2条4項の話ではありません。

江端:「『戦争とは、国家間の紛争解決手段であり、外交の一態様である』」

後輩:「それだけじゃありません。クラウゼヴィッツは『戦争はその開始前に、戦争の勝利条件を設定しておくこと』の必要性を説いていますよね」

江端:「知っている」

後輩:「つまり、『戦争の"達成目的"を定めないと、戦争は開始できない』と、彼は言っているのです」

江端:「知っている。それで？」

後輩:「江端さんは、今回のコラムで、わが国の『人口減少社会』を『戦争状態』として、モデル化を試みた訳ですよ」

江端:「うん。それで？」

後輩:「でも、この戦争の『落とし所』についての考察が、全くできていないじゃないですか」

江端:「え～、そこまで要求するかあ？」

後輩:「そんなに難しいこと言っていないですよ。例えば、『"日本の人口を6000万人"と想定する、経済成長幻想からの撤収戦』でも良いです」

江端:「……」

後輩:「『人生の3分の1を海外の市場で稼ぐ、"グローバル"ゲリラ戦』とか。ほら、いろいろあるでしょう」

江端:「……つまり、政府が主導している『働き方改革』とは、その実、国家総力戦を想定した『戦争基本方針綱領』であるか？」

後輩:「私は何も知りませんよ。あなたが知っているんです」

江端:「……」

後輩:「あと、今回のコラムでの『副業・兼業』の観点も、凡庸(ぼんよう)ですよ」

江端:「具体的に言え」

後輩:「第1は、『本業』対『副業・兼業』を相対するモノとして把握していることです。江端さんは、今回登場したアクター*)の5人全員を、この対立/主従関係で論じていますよね」

*)システムの設計手法である"UML"で使われるシステムとの相互作用においてある役割を果たす人や組織や外部システム。

江端:「『副業』は、『本業』という対立概念なしには成立しないだろう？」

後輩:「分かっていませんね、江端さん。今や『本業』自体が、存続できるかどうか分からない時代なんです。もはや本業と副業という分類自体が、意味を成さなくなるかもしれませんよ」

江端:「……」

後輩:「江端さんがこのコラムで真っ先に行うべきだった検討は、(1)この対立/主従構造が解体されていくプロセスとそのマイルストーン、(2)その後にやってくる新しいパラダイムの具体化、(3)そのパラダイムを生き抜く戦略、の3つでしょう？」

江端:「だから、要求水準が高過ぎるってば！」

後輩:「次に、第2ですが」

江端:「まだあるのか……」

後輩:「『本業』対『副業・兼業』のコスト比較ですが、ぶっちゃけ「つまらない」ですね」

江端:「コスト比較以外に、何かあるか？」

後輩:「江端さんは、確か、今『異種業種の共業を促進するシステムアーキテクチャ』の研究をやっているんですよね」

江端:「そんなカッコいいものじゃない。これまでは全く予想もできなかった2つの会社、…そうだなあ、例えば、『鉄道会社』と『そば屋』から、新しいビジネスを生み出すことを可能とするプラットフォーム(基盤)を考えているだけだよ」

後輩:「具体的には？」

江端:「そうだなあ、例えば、『鉄道会社』と『そば屋』の共業ができれば、『電車の待ち時間の間に、電車の車掌さんにそばを配送する』サービスができるようになるよね」

後輩:「待ち時間のような短い時間では、車掌さんは"そば"を食べ切れないでしょう？」

江端:「うん。だから、電車の到着時刻や発車時刻を考慮した、そばの量、そば汁の温度を考慮

して、Just in Timeで配送する。うまく行けば、乗客にそばを提供してもいいな。スマホで予約しておくと、車内で"そば"を配って、下車駅でどんぶりを回収するとか……」

後輩:「も……もう、十分です。でね、江端さん。ならば、どうして『それ』を書かないんですか？」

江端:「はい？」

後輩:「そういう、新しいビジネスを生み出す一番てっとり早い手段は、『副業・兼業』だ、って？」

江端:「……あ」(完全に盲点だった)

後輩:「『まったく異なる業種の2つのビジネスを同時に理解している』——これほど『異種共業ビジネス』の創成に有効に働く環境がありますか？」

江端:「そりゃ、そうだ……。どんなに優れたビジネスプラットフォームを作ろうとも、こういう『人材』には太刀打ちできない……」

後輩:「違う！ 江端さん！ 発想が逆です!! 『副業・兼業』は、『異種協業ビジネスのプラットフォーム』そのものです！」

江端:「……あ」(完全に盲点だった)

後輩:「もっとも、その段階になったら『副業・兼業』という言葉はもちろん、その概念すらなくなっているかもしれませんが——私たちは、2以上の仕事を持ち、そこから新しいビジネスを自ら創り出して、食っていくんです」

江端:「……それは、『誰かに雇ってもらおう』という概念すらなくなっていく世界……か？」

後輩:「"釈迦に説法"を承知で申し上げますけどね、"AI"なんぞに、『人口6000万人時代』を支える力があるわけないなんてこと、誰よりも江端さんが知っていますよね*)」

連載:[「Over the AI ——AIの向こう側に」](#)

江端:「つまり——『副業・兼業』こそが、イノベーティブなビジネスの萌芽であり、このようなビジネスを増やし大きく育てていくことこそ、我が国の人口減少戦争を闘う最終兵器である——と？」

後輩:「私は何も知りませんよ。あなたが知っているんです——江端先輩」

⇒「世界を「数字」で回してみよう」[連載バックナンバー一覧](#)



Profile

江端智一(えばた ともいち)

日本の大手総合電機メーカーの主任研究員。1991年に入社。「サンマとサバ」を2種類のセンサーだけで判別するという電子レンジの食品自動判別アルゴリズムの発明を皮切りに、エンジン制御からネットワーク監視、無線ネットワーク、屋内GPS、鉄道システムまで幅広い分野の研究開発に携わる。

意外な視点から繰り出される特許発明には定評が高く、特許権に関して強いこだわりを持つ。特に熾烈(しれつ)を極めた海外特許庁との戦いにおいて、審査官を交代させるまで戦い抜いて特許査定を奪取した話は、今なお伝説として「本人」が語り継いでいる。共同研究のために赴任した米国での2年間の生活では、会話の1割の単語だけを拾って残りの9割を推測し、相手の言っている内容を理解しないで会話を強行するという希少な能力を獲得し、凱旋帰国。

私生活においては、辛辣(しんらつ)な切り口で語られるエッセイをWebサイト「[こぼれネット](#)」で発表し続け、カルト的なファンから圧倒的な支持を得ている。また週末には、LANを敷設するために自宅の庭に穴を掘り、侵入検知センサーを設置し、24時間体制のホームセキュリティシステムを構築することを趣味としている。このシステムは現在も拡張を続けており、その完成形態は「本人」も知らない。

本連載の内容は、個人の意見および見解であり、所属する組織を代表したものではありません。

関連記事



[「iPhone X」の密かな勝者たち\(前編\)](#)

これまで、「iPhone X」の分解では、ロジックICに焦点が当てられてきた。今回は、それ以外の“勝利者”を取り上げてみたい。



[誰も知らない「生産性向上」の正体 ～“人間抜き”でも経済は成長？](#)

「働き方改革」に関連する言葉で、最もよく聞かれる、もしくは最も声高に叫ばれているものが「生産性の向上」ではないでしょうか。他国と比較し、「生産性」の低さを嘆かれる日本一。ですが、本当のところ、「生産性」とは一体何なのでしょう。



[人類は、“ダイエットに失敗する”ようにできている](#)

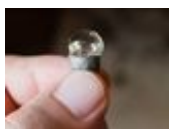
今回から新シリーズとしてダイエットを取り上げます。ダイエットー。飽食の時代にあって、それは永遠の課題といっても過言ではないテーマになっています。さて、このダイエットにまつわる「数字」を読み解いていくと、実に面白い傾向と、ある1つの仮説が見えてきます。



[儲からない人工知能 ～AIの費用対効果の“落とし穴”](#)

AI技術に対する期待や報道の過熱が増す中、「抜け落ちていく議論」があります。それが、AIの費用対効果です。政府にも少しは真剣に考えてほしいのですよ。例えば「荷物を倉庫に入れておいて」と人間に頼むコスト。そして、AI技術を搭載したロボットが「荷物を倉庫に入れておく」という指示を理解し、完璧にやり遂げるまで

に掛かるトータルのコスト。一度でも本気で議論したことがありますか？



[「AIは最も破壊的な技術領域に」Gartnerが分析](#)

Gartner(ガートナー)は、「先進テクノロジーのハイプサイクル:2017年」を発表した。この中で、今後10年にわたってデジタルビジネスを推進する3つのメガトレンドを明らかにした。



[AIで社会は良くなるか、それとも混乱するのか](#)

ARMは、人工知能(AI)に関する意識調査を行った。将来はロボットの反乱で混乱するのか、それともっと良い社会になるのか。

Copyright © ITmedia, Inc. All Rights Reserved.

